

避難行動要支援者名簿への登録申請はお済みですか？

～逃げ遅れゼロ いざという時、お互いを助け合うことのできる地域へ～

☎福祉課 ☎22-1400

本市では、災害対策基本法に基づき、災害が発生したとき自力での避難が困難な高齢者や障害のある方などの避難支援等のため、避難行動要支援者名簿を作成しています。

どんな制度？

支援を希望される方の「避難行動要支援者名簿」を、市と避難支援等関係者（自治会、民生委員・児童委員、消防署、警察署など）が日頃から共有することで、災害時などの安否確認や避難誘導などに役立てる制度です。

名簿へ登録できる方

次に掲げる在宅の方です。なお、登録には支援を希望される方の住所・氏名など支援に必要な個人情報を、避難支援等関係者へ提供することに同意が必要です。

- ・65歳以上の高齢者でひとり暮らしの方（自力避難が困難な方）
- ・高齢世帯のみの方
- ・要介護3以上の方
- ・身体障害者1・2級の方
- ・療育手帳A判定の方
- ・精神保健福祉手帳1級の方
- ・指定難病患者の方
- ・上記のほか災害時に支援を必要とする方

登録申請の方法

登録申請先は、お住まいの地域の自治会長、民生委員・児童委員または福祉課です。登録申請先にある申請用紙に、希望される本人または家族などが必要事項を記入し提出してください。

※ご注意ください

支援は、任意の協力であり、名簿への登録によって災害時の支援を保証するものではありません。また、避難支援等関係者は、要支援者の避難誘導に関してその責任を負うものではありません。ご理解のうえ登録ください。

災害はいつ起こるかわかりません。地震などの大きな災害では、消防や警察等の救助がすぐに来るとは限りません。

そのような時に備え、日頃から「災害時は自らの身を守り、お互いを助け合う」自助・共助の心構えを持つことが大切です。



7月20日(日)は

☎選挙管理委員会事務局 ☎22-1315

参議院通常選挙の投票日です

●告示日 7月3日(木) ●投票日 7月20日(日)

投票できる方

今回の参議院通常選挙で投票できるのは、登録基準日に調製される「選挙人名簿」に登録される方で、欠格者でない方です。

- 登録基準日 7月2日(水)
- 年齢要件 日本国民で年齢満18歳以上の方（平成19年7月21日までに生まれた方）
- 住所要件 令和7年4月2日までに本市に転入届出をし、引き続き居住している方
- 市内での住所変更をされた方

6月19日以降に届け出された場合は、旧住所地の投票所での投票となりますので、ご注意ください。

投票について

●投票所入場券 7月3日(木)の告示後、投票所入場券を郵送します。告示後の発送のため、入場券がお手元に届くまでに時間がかかる場合がありますので、ご了承ください。また、ハガキ1枚に世帯員4人まで連記されていますので、投票の際は切り離してご持参ください。
※入場券がない場合でも、名簿登録要件を満たす方で本人確認ができれば投票することができます。投票の際は、運転免許証などの本人確認証明書をお持ちください。

※投票日当日に投票される場合は、入場券裏面の宣誓書への記入は不要です。

●投票日当日の投票時間 7:00～19:00（一部の投票所を除く）

※次の投票所は投票時間が7:00～17:00までとなりますので、ご注意ください。

福岡第2・福岡第6・福岡第7・福岡第8・福岡第10投票所

開票について

●日時 7月20日(日)20:00～

●場所 中央公民館

●投開票速報 推定中間投票率に関して定期的に選挙管理委員会のホームページで公表する予定です。また、開票の途中経過・結果についてもホームページ上で速報する予定です。

選挙公報について

選挙公報は、7月9日(水)以降各世帯に配布します（配布完了まで時間がかかる場合があります）。

市役所および各地区公民館でも受け取ることができます。また、宮城県選挙管理委員会のホームページにも掲載しますのでご覧ください。

期日前投票について



投票日当日に仕事や旅行、冠婚葬祭などで投票に行けない方は、期日前投票制度をご利用ください。

※投票日当日の投票所には、段差や階段がある投票所があります。歩行に不安な方や車いす利用の方は、スロープやエレベーターが利用できる期日前投票をご検討ください。

- 期間 7月4日(金)～19日(土)
- 時間 8:30～20:00
- 場所 市役所4階 大会議室